

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

京都市長 松井孝治

京都市規則第43号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第3条の2前段中「第6条の3第1項第1号に規定する満20歳未満義務教育終了児童等」を「第6条の3第1項各号に掲げる者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、令和7年1月分以後の児童福祉法第50条第7号の3に規定する費用の徴収について適用し、令和6年12月分以前の当該費用の徴収については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)